

新旧対照表

現行	改正	区分
<p>(ICT活用工事の実施内容)</p> <p>第6条 各工種における実施内容は以下のとおりとする。</p> <p>1 ICT土工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT土工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。受注者からの提案により、付帯構造物設置工にICT施工を活用する場合は、第6条4項を参照すること。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p style="text-align: center;">～(中略)～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>上記②により作成した3次元設計データを用い、別表2の③-1～③-4、③-7に示すICT施工機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <p>但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>上記③によるICT土工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理 <p>別表2の④-1～④-7、④-9から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理 <p>別表2の④-10を用いた品質管理を行うものとする。ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。</p>	<p>(ICT活用工事の実施内容)</p> <p>第6条 各工種における実施内容は以下のとおりとする。</p> <p>1 ICT土工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT土工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。受注者からの提案・協議により、付帯構造物設置工、作業土工(床掘)にICT施工を活用する場合は、第6条4項、6項を参照すること。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p style="text-align: center;">～(中略)～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>上記②により作成した3次元設計データを用い、別表2の③-1～③-4、③-8に示すICT施工機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <p>但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>上記③によるICT土工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理 <p>別表2の④-1～④-8、④-11から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理 <p>別表2の④-12を用いた品質管理を行うものとする。ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。</p>	<p></p> <p style="text-align: center;">新規追加</p> <p style="text-align: center;">修正</p> <p style="text-align: center;">修正</p>

新旧対照表

現行	改正	区分
<p>2 ICT法面工</p> <p>～（中略）～</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p>～（中略）～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理 <p>別表2の④-1～④-7及び④-9から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとするが、事前に監督職員と協議すること。</p>	<p>2 ICT法面工</p> <p>～（中略）～</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p>～（中略）～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理 <p>別表2の④-1～④-7及び④-11から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとするが、事前に監督職員と協議すること。</p>	<p>修正</p>
<p>3 ICT舗装工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT舗装工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p>～（中略）～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-5及び③-7に示すICT施工機械により施工を実施する。</p> <p>但し、施工現場の環境状況により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>上記③による工事の施工管理において、別表2の④-2～④-4、④-7及び④-9に示す方法により、出来形管理を実施する。</p>	<p>3 ICT舗装工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT舗装工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。受注者からの提案・協議により、付帯構造物設置工にICT施工を活用する場合は、第6条4項を参照すること。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p>～（中略）～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-5及び③-8に示すICT施工機械により施工を実施する。</p> <p>但し、施工現場の環境状況により、第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>上記③による工事の施工管理において、別表2の④-2～④-4、④-7及び④-11に示す方法により、出来形管理を実施する。</p>	<p>新規追加</p> <p>修正</p> <p>表記統一</p> <p>修正</p>

新旧対照表

現行	改正	区分
<p>4 ICT付帯構造物設置工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT土工とは、別表1のとおり第3条の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>なお、ICT付帯構造物設置工はICT土工及びICT舗装工の関連工種として実施することとする。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理 <p>別表3の④-1～④-4、④-6、④-7及び④-9に示す方法により、出来形管理を行うものとする。</p>	<p>4 ICT付帯構造物設置工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT付帯構造物設置工とは、別表1のとおり第3条の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>なお、ICT付帯構造物設置工はICT土工及びICT舗装工の関連工種として実施することとする。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理 <p>別表3の④-1～④-4、④-6、④-7及び④-11に示す方法により、出来形管理を行うものとする。</p>	<p>誤記修正</p> <p>修正</p>
<p>5 ICT舗装工（修繕工）</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT舗装工（修繕工）とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-6及び③-7に示す建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。</p>	<p>5 ICT舗装工（修繕工）</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT舗装工（修繕工）とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p style="text-align: center;">～（中略）～</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-6及び③-8に示す建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。</p>	<p>修正</p>

新旧対照表

現行	改正	区分
<p>——(新規)——</p>	<p>6 ICT作業土工(床掘)</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT作業土工(床掘)とは、別表1のとおり第3条の①、②、③、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>なお、ICT作業土工(床掘)はICT土工の関連工種として実施することとする。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p>ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-8から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>但し、ICT土工等の起工測量データを活用することができる。</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工(床掘)を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-2、③-4及び③-8に示す建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <p>④ ICT作業土工(床掘)においては該当無し</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>上記②による3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。</p>	<p>新規追加</p>

新旧対照表

現行	改正	区分
<p>——(新規)——</p>	<p>7 ICT小規模土工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT小規模土工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p>ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-8から選択(複数以上可)して測量を行ってもよい。</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-4及び③-8に示す建設機械により施工を実施する。</p> <p>但し、施工現場の環境条件により、第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>上記③による工事の施工管理において、別表2の④-1～④-11に示す方法から選択(複数以上可)して出来形管理を行うものとする。</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に段面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により、面的な計測による出来形管理を選択してもよい。</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>	<p>新規追加</p>

新旧対照表

現行	改正	区分
<p>——(新規)——</p>	<p>8 ICT地盤改良工</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT地盤改良工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>(2) 施工プロセスの具体的な内容</p> <p>ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-8から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、ICT活用とする。</p> <p>また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することが出来るものとし、ICT活用とする。</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(固結工(スラリー攪拌工)編)」で定義する地盤改良データのことを言う。</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-2、③-4、③-7及び③-8に示す建設機械により施工を実施する。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>上記③による工事の施工管理において、別表2の④-8に示す方法により出来形管理を行うものとする。</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>	<p>新規追加</p>

新旧対照表

現行	改正	区分
<p>(実施照明)</p> <p>第12条 ICT活用工事を実施した場合、受注者は「ICT活用証明書」(別添3)を発行するものとする。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成28年12月26日から施行する。</p> <p>この要領は、平成30年2月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成30年12月26日から施行する。</p> <p>この要領は、令和元年9月27日から施行する。</p> <p>この要領は、令和2年9月29日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 各工種の施工プロセスにおけるICT活用</p> <p>別表2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>別表3 準用する基準等</p>	<p>(実施照明)</p> <p>第12条 ICT活用工事を実施した場合、発注者は「ICT活用証明書」(別添3)を発行するものとする</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成28年12月26日から施行する。</p> <p>この要領は、平成30年2月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成30年12月26日から施行する。</p> <p>この要領は、令和元年9月27日から施行する。</p> <p>この要領は、令和2年9月29日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>別表1 各工種の施工プロセスにおけるICT活用 (工種追加に伴う列の追記)</p> <p>別表2 ICT施工技術の具体的内容 (工種追加に伴う行及び列の追記)</p> <p>別表3 準用する基準等 (工種追加に伴う行及び列の追記)</p>	<p>誤記修正</p> <p>新規追加</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>